

令和元年度
第3回北海道政策評価委員会
会 議 録

日 時：令和元年11月7日(木) 10:05～11:30

場 所：かでの2・7 10階 1040会議室

出席者名簿

区 分	氏 名	所属団体等
会 長	すずき みさこ 鈴木 美佐子	北海学園大学法学部教授
副会長	うちだ けんえつ 内田 賢悦	北海道大学大学院工学研究院教授
委 員	かねさか ゆみこ 金坂 由美子	税理士法人金坂会計事務所
委 員	さいとう たくお 齋藤 拓男	(株)道新デジタルメディア メディアプランナー
委 員	しょうじ やすし 庄子 康	北海道大学大学院農学研究院准教授
委 員	たけうち ひろお 竹内 弘雄	公認会計士竹内事務所
委 員	たけおか あきこ 武岡 明子	札幌大学地域共創学群教授
委 員	たまほり ひろこ 玉堀 ひろ子	玉堀司法書士事務所
委 員	のろ みさこ 野呂 美紗子	(一社)北海道開発技術センター主任研究員
委 員	やまもと ただお 山本 忠男	北海道大学大学院農学研究院講師

【事務局（北海道）】

総合政策部政策局計画推進担当局長

谷内 浩史

総合政策部政策局計画推進課長

齋藤 幹夫

ほか

1 開 会

2 議 事

(1) 令和元年度政策評価の結果（案）

ア 基本評価

（同日開催の第4回基本評価等専門委員会において、事務局より説明）

<審議>

特になし（同日開催の第4回基本評価等専門委員会において、審議）

<審議結果>

第4回基本評価等専門委員会での審議を踏まえ、了承。

イ 特定課題評価

（同日開催の第4回基本評価等専門委員会において、事務局より説明）

<審議>

特になし（同日開催の第4回基本評価等専門委員会において、審議）

<審議結果>

原案のとおり了承。

ウ 公共事業評価

（ア）公共事業事前評価

（事務局より資料3～5に基づき報告）

<審議>

【内田副会長】

- ・ 令和元年10月21日に開催された第2回公共事業評価専門委員会において、事前評価対象地区一つを審議した。今回審議した「きたひろしま総合運動公園線（仮称）」については、4月に開催した第1回公共事業評価専門委員会での審議に向けて、現地調査やヒア

リングを進めたが、環境調査が継続中ということで、環境調査が終了した後の7月に開催した第2回公共事業評価専門委員会において、最終的な審議を行った。

専門委員会では、ヒアリングや現地調査を踏まえ、評価対象地区の論点について明確にし、事業の必要性、事業内容の適切性、事業効果といった評価の視点に基づいて、厳しく審議した。最終的には付帯意見を付けた上で、「きたひろしま総合運動公園線（仮称）」については、「要望を行うことは妥当」という判断をした。

- ・ 付帯意見の一つ目としては、『当事業の実施に当たり、関係する事業者等と協議の場を通じて密接に連携協議し、求められる事業の目的や公共性を確保するとともに、道民に対し十分な説明責任を果たすこと。』を付けた。

この道路を作る必要性は、「北海道ボールパーク構想」に基づいており、公園内に球場が3年後にできるという制約条件があった。道の資料によると、札幌ドームの実績の実績を参考に約4千台がある時間帯に集中して球場に来ると予想。特にナイターのゲームがあり、夕方の帰宅等で混雑する時間帯に重なる場合、大変な交通混雑が周辺交通に影響を与えるという条件の下で審議した。

先ほど事務局からの説明もあったが、「これを道道として公園アクセス道路を整備するほど、この公園は公共性が高いのか」という公共性に対する疑問や、「公園がつくられた後で道道として整備すべきではなかったという意見が出てこないようにすべき」ということがあった。

審議時点では、公園内に球場を建設する以外に、公園内や公園の周りにどのような施設が建てられるのか、判然としない中で審議をしなければならなかった。ここでのポイントは、道道を作った後に施設が商業施設中心になった場合は、道民の理解は得られないという観点から付けた。

- ・ 二つ目は、『きたひろしま総合運動公園の整備等に大きな変更が生じた場合は、適宜、政策評価の対象とする。』で、これは公共性を高める観点から意見を付けた。

もう一つ重要な視点として、3年間で事業を終えるようになっている。公共事業評価専門委員会では、事業着手から5年経過した場合や、事業費10億円以上の増減が生じた場合には再評価の対象となるが、通常の再評価の基準よりも厳しく、政策評価の対象としたという主旨。

- ・ 三つ目は、『環境調査の結果を踏まえ、地形改変の影響を受ける希少な動植物は可能な

限り移植等の保全措置を講じ、自然環境への負荷は最小限にとどめるよう配慮すること。』
加えて、これが極めて重要だと考えるが、『また、自然環境を監視する協議会等を設立し、
保全措置の実効性・実行性を高めること。』と付けている。

例えば、自然環境団体が推薦する専門家を協議会に加わってもらい、協議会で議論した
内容を公表する、継続する環境調査により新たに希少種が発見された場合は、必要に応じて
工事を中止し、解決策を見つけるまでは、工事を進めない、そういう強い意志を込めて
付けた。

- ・ 最後になるが、きたひろしま総合運動公園には、都市公園の役割としての存在効果、こ
れは「防災」「環境」「景観」といった役割を果たしてほしい。広域防災拠点の指定につい
ては、今後、北広島市と道との協議によって決まるが、この役割は必ず果たしてほしい。

二つ目に利用効果ということも非常に重要。スポーツ、レクリエーション等に寄与する
ことが必要。

三つ目に公園の代替効果として、「教育」「福祉」「交流」「コミュニティー」と極めて重
要な役割があるので、このような公共性がきちんと担保されるよう、整備していただき
たい。

【鈴木会長】

- ・ 補足の意見や質問がありましたらいただきたい。

【山本委員】

- ・ 三つ目の付帯意見の保全措置の実行性は、「行う」ことではなく、「効果（実効）」では
ないか。保全措置は前提なので、その効果を高めるために自然環境を監視する協議会等を
設立すると思うがどうか。

【事務局】

- ・ 保全措置は前提の上での付帯意見であると理解している。「行う」がいいのか、「効果的」
が良いか、どちらにしても、進めていくことを担保する意味での「実行性」ということで
使った。山本委員の主旨と変わらないので、適切な言葉としてどちらが良いか、検討させ
ていただく。

【内田副会長】

- ・ 山本委員が言われている解釈で結構だと思う。先ほど説明したように、何か問題があった場合は、3年後に完成しなくても問題を解決しながら進めていただきたい。

【鈴木会長】

- ・ 何か誤解を生む余地があるとすれば、書き方を検討していただいた方がよい。

【事務局】

- ・ 表現の部分については、継続的に保全措置を高めていくということなので、その辺が付帯意見として伝わるように、事務局としても調整の上、内田副会長、鈴木会長に相談させていただきたい。

【竹内委員】

- ・ 最初に申し上げるが、私は北広島市民。今、説明にあったが、全体像がわからなかったとのことなので、少なくともどのような施設ができるのか聞いた上で、付帯意見を付けていたと思った。

全体構想はヒアリングの過程で委員がご説明を受け、色々と議論されたのかというところが、今お話を聞いて疑問に思った。

【内田副会長】

- ・ その点に関しては、かなり議論させていただく場を設けた。都市計画公園は、都市公園法等に基づいて規制がかかる。そのため、公園部分に関しては規制の範疇で整備するようだが、都市計画変更で用途地域を変えて商業施設を作るような動きもあるように聞いている。

全体計画の中で、公共事業評価専門委員会に託されている審議部分は道路の部分だけ。委員会でも非常に多くの観点からの議論が行われたが、公共事業として道路のところだけを審議せざるを得なかった。

大きく見ると違和感があるが、道路の事業だけ審議するときに、4千台の車がある時間帯に集中して発生し、それが夕方ピークのナイター試合と重なったときの影響を考えると、この事業を止めるとの判断を下すことができなかった。非常に難しい決断だった。

庄子委員のように明確に反対される委員もいたが、最終的には球場が3年後にはでき、ナイターの試合も行われる。何回も議論したが、このような結論になった。

【山本委員】

- ・ 北広島市のボールパーク推進室の方の説明では、あくまで都市公園のエリアの中には、商業施設はできないとの説明を受けた。もし、都市公園のエリアも用途変更し、商業施設を作るといったら話が変わってくる。

【内田副会長】

- ・ 公園から外れる部分では都市計画変更の動きはでてきているようだが、こちらではタッチはできない。都市公園法では、宿泊施設は特別な理由がなければ作られない。

【竹内委員】

- ・ ボールパークの周りには高校や、福祉施設もある。そこに道路を作るのは、自然環境への影響もあるが、生活環境と周辺の施設に対する影響というのは、現地調査では感じられたのか。

【内田副会長】

- ・ その点も、個人的には付帯意見には入れるべきだと考えたが、他の要因が多くて入れられなかった。特に高校や、特別養護老人ホームがあるので、昼夜問わず工事を行うと日常生活が困るような状況になると思っていた。

道の説明では、工事用道路を付けることで、高校や老人ホームへの影響を最小限に抑えながら工事ができると説明をいただき納得することができた。

ただ、ボールパークの建設になると、高校に影響があるかもしれない。

【庄子委員】

- ・ 私も個人としては反対をしている。ただ、やらなければ、大変な交通渋滞が発生するという条件が付いているので、内田委員長が難しい判断をされたと認識をしている。

私としては、公共事業評価専門委員会の評価は「妥当ではない」にして、道が政治的判断で決めればよいと思う。

【齊藤委員】

- ・ 付帯意見の扱い方について今回の付帯意見は、今までとは性質が違う。場合によっては事業を見直すという強い付帯意見だと思う。そのため、付帯意見を付けただけではなく、その後の報告していただかないと、付帯意見を付けたから認めたと道民から見られかね

ない。

【鈴木会長】

- ・ 付帯意見というよりも、妥当とするための前提条件というか、強い意見だと思う。委員会としては、この意見を付けてやむを得ないという判断だということですので、それについてはどうか。

【事務局】

- ・ 付帯意見への対応は、今後の事業推進にあたり今回の付帯意見の中にもあるような、希少な植物の移植等の保全措置とか、自然環境への影響を監視する協議会の設立などの対応状況については、今後の委員会の中で進捗状況の説明をさせていただきたい。

【鈴木会長】

- ・ もうひとつですが、公共事業評価をするときに道路だけで、事業についてしか評価できないという公共事業評価は、政策評価のやり方についての意見もあったと思うが、もう一度、庄子先生からお話いただきたい。

【庄子委員】

- ・ 公共事業評価委員会で困ったのが、我々が「妥当」と評価しなければ、デメリットが発生する状況で判断をするということ。評価結果によって、色々な人に迷惑が掛かることは同じだが、期間が限られていたというのが大きかった。公共性がよくわからない状況で、委員の方とも話したが、我々で受けても、良いものだったのか。私の個人の意見としては委員で受けるよりも、道の政治的判断で決めた方が、差別化が図られる。

また、付帯意見にも不満があり、事業に対する評価なので、事業にしか付かない。このようなやり方で良いのかという気もした。

こういう事業を公共事業評価専門委員会で行うべきなのか、もしくは、妥当とする前提条件として付帯意見のさらに上のものを設けるとか、何らかの改善が必要な気がする。

【野呂委員】

- ・ 公共事業評価専門委員会で審議した中で、庄子委員が言われたように、今までの公共事業評価ではなかったケースで、色々詳しい情報や状況も聞いて最終的な審議結果としている。

付帯意見の「環境調査の結果を踏まえ」という部分については、調査対象種や調査方法を含め、北広島市と道と地元的环境を知り尽くす人と、丁寧に協議、連携しながら進めていただきたいという強い思いがある。

【鈴木会長】

- ・ 今までの意見について、事務局から何か発言はあるか。

【事務局】

- ・ 環境調査については、これで終わりという訳ではなく、引き続き工事を進める中で色々なケースが出てくる。その時に付帯意見の三番目にあるとおり、新たに環境を監視する協議会を設立するなど、しっかりと実効性のある取組をして参りたい。また、委員会にもフィードバックしながら情報提供をさせていただきたい。

【鈴木会長】

- ・ 公共事業評価専門委員会で、苦勞され何度も審議された結果、こういう判断になっているので、色々意見をいただいたことを議事録に残し、その上で、付帯意見は重たいものだという事を踏まえた上で、課題として指摘いただいた点も今後、検討を続けていただくことと、不断のチェックをかけていくことを願います。

【竹内委員】

- ・ 民間企業の一事業の話なので公共性とか、地域への貢献というのが、見えないのではないかと。北広島市民、北海道民であっても球団を応援している方が多くいるので、全面的に否定するつもりはないが、自分としては釈然としない。

場合によってはここで否決されても、道として絶対やるという意志で議会で審議していけばいいのではないかと。

【鈴木会長】

- ・ 一つの意見だとは思いますが、もしそうしてしまうと、評価委員会として付帯意見のような内容、環境への配慮などについて、事業を実施する上で枷にできなくなってしまうのではと心配する。

【玉堀委員】

- ・ 竹内委員の発言のように、公共事業評価専門委員会で議論が難航したのは公共性の確保、付帯意見の（１）で示しているところであるが、北広島市のボールパーク構想がまだ固まっていない、はっきりしているのは球場建設が確定的であるということ。公共性を第一に考えるならば、今の段階においては、一企業のために出費する印象も拭い得ない中で委員会で議論したというのが難航した大筋。

今後の推進に当たっては、北広島市に対して、これからの計画が公共性を持つような事業展開にしていくのか、そこは道とも協議して、道民から何故札幌圏にばかり投資が集中するのかなど思われぬような事業にして欲しいということで、公共性の確保維持という点を強く主張しておきたい。

【庄司委員】

- ・ 鈴木会長の発言はもっともで、道路が完成した後に、「結果的にできて良かったね」となるように付帯意見を守ってもらわなければならない。

【事務局】

- ・ 今、意見をいただいたとおり、今回の付帯意見については、次回以降の委員会の中で、これらの対応状況を含め、その他の事業の進捗状況については、十分な説明をさせていただく。

また、今回の「道道きたひろしま総合運動公園線（仮称）」については、あくまでも球場開設に伴う交通渋滞が予測される中で、地域の生活や円滑な物流への影響を緩和する、周辺道路への交通分散を図っていく、さらには総合運動公園へのアクセス向上を図るといった道道の持つ公共性を判断しながら事業を実施していくが、その上では付帯意見にあったような事業の目的や公共性をしっかり確保するため、我々もボールパーク構想を充分把握をしながら、この事業の実施を進めていきたいと考えている。

【鈴木会長】

- ・ 本日の委員の意見を十分に反映させた形で、付帯意見という名称が妥当かどうか検討することを前提に、この公共事業評価の判断を「可」として良いか。

【庄子・竹内委員】

- ・ 反対する。

【鈴木会長】

- ・ 10名中2名反対であるが、他の委員はよろしいか。それでは、付帯意見の名称は内田委員長と十分に協議の上、検討することを前提に、議案どおり了承とする。

＜審議結果＞

会長、副会長と協議の上、議会に報告することです承。

2 議 事

(1) 令和元年度政策評価の結果（案）

ウ 公共事業評価

(イ) 公共事業再評価

(事務局より資料3～5に基づき報告)

＜審議＞

【内田委員】

- ・ 令和元年10月21日(月)に開催された公共事業評価専門委員会において、再評価対象29地区の審議を実施した。これらの地区は委員会において審議する「審議地区」と、担当委員の判断を尊重し審議する「専決地区」に分けて審議を行った。

- ・ 委員会において意見があがった地区をいくつか説明させていただきたい。「道路改築事業費（名寄遠別線）」についてだが、この道路は、名寄市から幌加内町を經由し遠別町に至る幹線道路のうち、幌加内町界から遠別町側の交通不能区間を解消し、上川北部と留萌北部を結ぶ新たな交通ネットワークを形成することで、異常気象や自然災害により国道が通行止めになった場合、医療機関へのアクセス向上や、遠別町の孤立化解消などを図るもの。

この事業では、平成26年と平成28年の大雨により、工事箇所に連絡する道路や、工事区間内の工事用道路が被災し、復旧に時間を要したため、事業期間は4年間延伸している。また、平成29年に「道路橋示方書」という、橋梁設計の技術基準が改定され、橋梁の下部構造形式や橋長の変更や、道路の掘削作業では、想定よりもろい岩盤が現れ、掘削範囲の変更に伴う掘削量の増加により、事業費が16億円増加している。

委員からは、事業の必要性の視点から「救急医療の状況や災害に直面した場合に非常

に不都合が生じ、住民の立場で考えると、継続してこの道路を作っていたきたい」という意見や、事業効果の視点から「事業効果の説明の中で力点が置かれていたリダンダンシーの効果や、異常気象による孤立化の解消、出産等の医療に関する便益は B/C の値には含まれていないので、数字で現しきれない効果もある」という意見があった。

一方で、社会情勢の視点から「人口減少を踏まえ、事業を進める場合は、進捗を急がなければならない」という意見や、道財政の視点から「道路は作ったのはいいが、道の予算規模として、維持管理費を手当できるのか」という意見があった。最終的には継続という判断になった。

- ・ 次に、「大規模特定河川事業費・広域河川改修事業費（釧路川）」についてだが、この河川は S61 の洪水や支川の別保川は、H25 の洪水により、家屋浸水の被害が発生したため、堤防の新設や河積の拡大を行い、浸水被害を防止するもの。

審議のポイントとして、完全な事業効果がでるまでには 25 年の事業期間を要し、その間に複数災害が起こることが想定されるため、その間の対応を考えなければならないことである。そういった場合に釧路町役場は浸水するおそれがある。25 年という長い間での災害に対してどうやって対応するかというようなところを考えるべき。すなわち、「河川の改修事業の枠を越えて、河川管理者と自治体が一緒に取り組む姿勢を持つといいのでは」といった意見があった。

また、過去の浸水事例から「例えば 3 年前に南富良野で氾濫した時の対策は二線堤を作る等、氾濫しても食い止めることを考えている」という意見や、河川事業のほかに、まちづくりの視点から、「コンパクトシティとして町自体の計画を見直す」という意見もあった。

- ・ 次に、「浸食対策事業費（虎杖浜海岸）」についてだが、この海岸は、砂浜の浸食が著しく、背後の家屋等が危険な状況のため、海岸保全施設を整備しているもの。

審議のポイントとして、前回評価から事業費が大幅に増になった理由について、中割石の単価が約 2 倍に増加した。単価の上昇が理由であるとの説明があり、その理由が当初は判然としなかったのでその説明を求めたという経緯がある。調べたところ、採取場所が白老町から伊達市に変更となったこと、輸送費が関係しているという説明を受け、最終的には事業継続は妥当と判断した。

- ・ また、今年度の再評価地区全般として、異常気象や自然災害時の代替路線となる道路事

業や、浸水や土砂災害等の被害を防止する治水事業など、防災・減災に関するものが多く事業の必要性が高いと思われる。一方で、地方の人口減少が進む中で、事業期間が延伸することで、被害から守るべき家屋や農地などが減少した場合、事業の必要性や効果の発現が低下するので、今回変更した事業期間内に事業が完了するよう、事業の進捗に努めていただきたいと考えている。以上のことから、公共事業評価専門委員会では、再評価対象 29 地区について、「事業を継続することは妥当」と判断したところ。

【鈴木会長】

- ・ 質問や意見があったらいただきたい。

【竹内委員】

- ・ 「3・6・2 臨空工業団地通」だが、他の事業は工事費が膨らんでくるが、この事業は逆に減っている。イレギュラーな変化だがどういうことか。

【内田副会長】

- ・ この事業は、高速のインターのある部分は国直轄の事業に移ったのでその分が減った。道の事業として費用が減るが、全体としては変わっていない。

【鈴木会長】

- ・ 他にあるか。それではこの再評価については、原案通りで良いか。

【審議結果】

- ・ 原案のとおり了承